

2017年10月26日 全5頁

米国の国際課税はどのように変わるのか

ついに踏み出す領土内所得課税への変更と海外累積留保利益への課税

政策調査部
主任研究員 神尾 篤史

[要約]

- トランプ政権は議会共和党と統一の税制改革案を9月27日に公表した。国際課税の変更については、①全世界所得課税から領土内所得課税への変更、②米多国籍企業の海外に累積した留保利益に対して低税率で1回限りの課税を行うことが挙げられている。
- 制度改正を進めようとする背景には、米多国籍企業が海外で生み出す利益の国内還流を促進させ、投資や雇用に活用する目的と、米多国籍企業の本社の海外移転を抑制する目的がある。
- 全世界所得課税から領土内所得課税への変更は、米国では折に触れて議論されてきた。また、ここ30年で、多くのOECD加盟国は領土内所得課税へと税制を変更してきた。これから議会で法案の詳細を詰めていくことになると思われるが、他国での事例も豊富にある中で、米国内で充実した議論が交わされるのか、どのような制度設計をしていくのかが注目される。
- 米国が意識することは、二重非課税の状況を作り出さないことと同時に米国企業の競争力の維持・強化であろう。

はじめに

年内の税制改革法案の成立を目指すトランプ政権は、議会共和党と統一の税制改革案を9月27日に公表した。法人所得税改革で目玉とされているのは、20%への税率引き下げ、少なくとも5年間の新規設備投資の即時償却、そして、国際課税の変更である。このうち、国際課税の変更については、①全世界所得課税(worldwide tax system)から領土内所得課税(territorial taxation)への変更、②米多国籍企業の海外に累積した留保利益に対して低税率で1回限りの課税を行うことが挙げられている。本稿では、現時点の情報に基づき、国際課税の変更について、ポイントと今後の注目点を概説する。

領土内所得課税への変更と海外累積留保利益への課税

(1) 領土内所得課税への変更

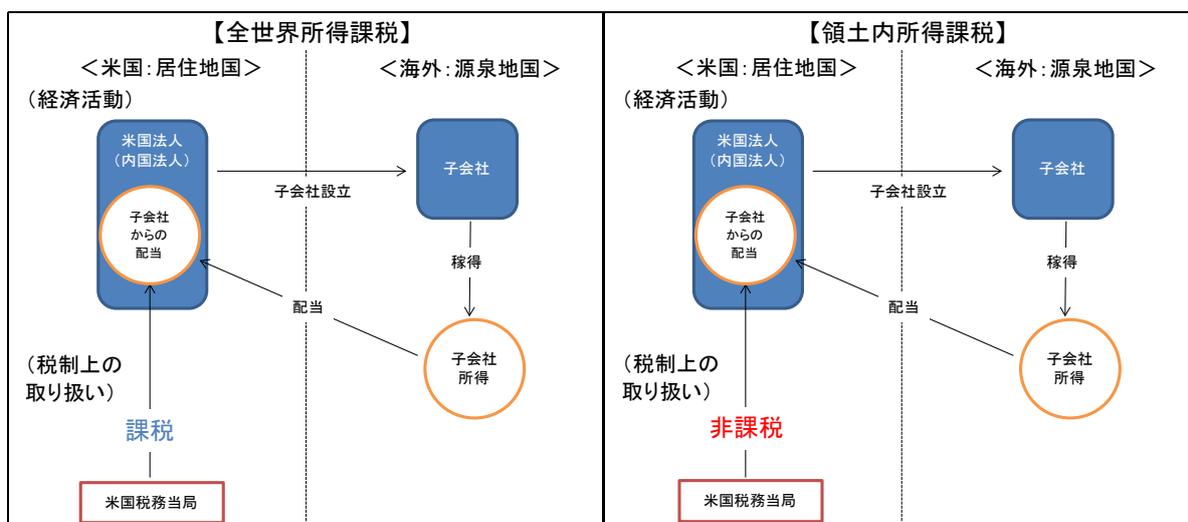
①内容

企業が国境を越えて経済活動を行うことが一般的になる中で、企業の海外所得に対してどのように課税するのかが問題になる。例えば、米多国籍企業が海外で稼いだ所得は米国の税務当局が課税するのか、外国の税務当局が課税するのかということである。租税条約という仕組みはあるものの、税法が世界共通ではなく、各国でばらばらに立法・執行されているため、このような問題が生じる。

米国では、内国法人（以下、米国法人）は全世界で稼いだ所得に課税される。これを全世界所得課税という。すなわち、米国法人の国内所得だけではなく、外国支店や外国子会社が海外で稼得した所得に対しても、米国の税務当局が課税するということである。外国支店の所得は米国法人の所得として一緒に課税され、外国子会社の所得は米国法人（親会社）へ配当した場合に課税される。外国（源泉地国）で課税された場合、米国内でも課税されることで二重課税にならないように外国税額控除制度が適用され、米国内で課税された時と同じ税負担になるように調整される。なお、外国子会社に所得が留保されている間は米国の税務当局による課税は繰り延べられる。

他方で、領土内所得課税に移行した場合、米国法人への外国子会社からの配当は、一部もしくは全額が日本でいう益金不算入の扱いとなって非課税（exemption）になる。今回の税制改革案では100%非課税である。なお、非課税となる要件は、米国法人が外国子会社の株式など(stake)を少なくとも10%保有していることである。

図表 全世界所得課税と領土内所得課税



(出所) 大和総研

②背景と狙い

このような制度改正を進めようとする背景には、米多国籍企業が海外で生み出す利益の国内還流を促進する目的や、米多国籍企業の本社の海外移転を抑制する目的がある。

上述したように、全世界所得課税では、米国人の外国子会社が配当すると米国の税務当局による課税が行われるため、多くの多国籍企業は米国人（本社）へ配当を行わず、海外に利益を蓄積させる行動を採る。そこで、トランプ政権と議会共和党は領土内所得課税へ移行し、外国子会社からの配当を課税対象から除外することで、米国内への利益還流を促進させようとしている。そして、企業の投資が米国内もしくは海外で行われるかという選択において、還流した資金が米国内で投資されるように法人所得税率を20%に引き下げること提案している。

また、以前は年に1社に満たないペースだった米多国籍企業の海外への本社移転が、最近では1年間で約7社ずつに急増しているとされる¹。事業活動上の理由など様々な要因が考えられるが、全世界所得課税が領土内所得課税よりも税負担が重くなることも、海外移転の1つの要因として考えられている。領土内所得課税へ移行することで米国内に所在している多国籍企業の本社移転を抑制する狙いがある。

（2）海外累積留保利益への課税

①内容

米多国籍企業が外国子会社で累積させた留保利益は2.5兆ドルと膨大な金額とされている。この利益に対して、今回の税制改革案では1回だけ低税率で課税することが想定されている。税率は示されていないが、2016年に下院共和党から公表された税制改革案“A Better Way”では現金、もしくは現金同等物には8.75%、その他の資産には3.5%で課税する案が提示されていた。35%という米国の法人税率（今回の税制改革案が成立したとしても20%）と比べれば、低税率である。

②背景と狙い

このように、今回の税制改革案では全世界所得課税から領土内所得課税に移行するにあたって、海外で過去に累積され、課税が繰り延べられた利益に対して課税を行うことが想定されている。いわば、領土内所得課税への移行は将来生み出される利益に対する対応であり、海外累積留保利益への課税は過去に生み出された利益への対応である。巨額の利益に低税率で課税し、米国内に資金を還流させ、投資や雇用に活用されることが期待されている。

また、今回の税制改革には法人所得税率の引き下げに加えて、個人所得税率の上限引き下げと税率構造の簡素化などが含まれている。減税のために多額の財源が必要になる中で、海外累積留保利益への課税はまとまった財源の1つになると考えられている。

¹ Tax Reform Task Force, “A Better Way: Our Vision A Confident America,” June 2016.

今後の注目点

全世界所得課税から領土内所得課税への変更は、米国では折に触れて議論されてきた。また、ここ 30 年で、多くの OECD 加盟国は領土内所得課税へと税制を変更してきた。これから議会で法案の詳細を詰めることになると思われるが、他国での事例も豊富にある中で、国内で充実した議論が交わされるか、どのような制度設計をしていくのかが注目される。

米国が意識していることは二重非課税の状況を作り出さないことと、同時に米国企業の競争力の維持・強化であると思われる。ただ、領土内所得課税への変更は、外国子会社からの配当について米国の税務当局が課税しないことを意味するため、米多国籍企業は非課税国に立地する外国子会社に所得を集中させ、そこから米国へ配当することで、二重非課税の状況を作り出すことが容易になる。まずは二重非課税にならないような規制の整備が重要であるが、それと同時にその整備は米国企業の競争力を弱めずに、維持・強化していくものである必要がある。

より詳細に述べれば、例えば、①外国子会社の配当を非課税とする割合、②外国子会社の配当非課税を受けられる要件、③外国子会社株式の譲渡益の扱い、④CFC (Controlled Foreign Corporation) 税制の対応などが注目される。

①の外国子会社からの配当に関する非課税割合について、今回の税制改革案では 100% である。2014 年に当時の下院歳入委員議長であったデイブ・キャンプ氏 (共和党) の案では 95% 非課税とする案が提示されていた。国際的にみると、OECD 加盟 35 か国のうち 29 か国が外国子会社の配当を全額もしくは一部を課税しない制度を導入している。その割合は日本、フランス、ドイツは 95%、オランダやオーストラリアは 100% である²。

②の外国子会社の配当について全額もしくは一部を非課税にする措置を受けられる要件としては、一定の制限を設けることが一般的であり、様々なケースが各国に存在する。今回の税制改革案では米国法人が外国子会社の株式など (stake) を少なくとも 10% 保有することが要件になっている。多くの EU 加盟国では外国子会社の株式資本 (share capital) または議決権の少なくとも 10% を一定期間保有することを要件として求めている³。日本では発行済み株式等の 25% 以上を配当等の支払義務が確定する日以前 6 か月以上継続して保有することが求められている。

③と④は外国子会社の配当非課税制度そのものに関するものではないが、関係する制度である。③については外国子会社の配当と株式譲渡益の非課税などを合わせて資本参加免税制度と言われる。資本参加免税制度は親会社が外国で子会社を設立するなど資本参加した場合、そこから得られる所得には課税しないという制度である。外国子会社の配当について全額もしくは一部を非課税にする制度を導入する多くの国で外国子会社の株式譲渡益の非課税制度が導入されており、OECD 加盟国では 26 か国が導入している。ただし、制度は国によって大きく異なっ

² Kyle Pomerleau and Kari Jahnsen, "Designing a Territorial Tax System: A Review of OECD Systems," Tax Foundation, August 2017.

³ 前掲注 1 参照。

おり、例えばフランスは外国子会社株式の譲渡益の非課税割合が 88%だが、日本では非課税にはならない⁴。

④は外国子会社合算税制やタックス・ヘイブン税制といわれるもので、軽課税国にある外国子会社に所得を留保し、税負担を不当に軽減することを規制する制度である。外国子会社配当や株式譲渡益の非課税制度を導入する国では、自国の課税ベースが縮小する懸念から CFC 税制を導入している国が見られる⁵。もっとも、国によって CFC の基準、合算対象となる所得類型などは異なる⁶。今回の税制改革案では、CFC 税制という言葉はないが、タックス・ヘイブンを活用した租税回避を防止するために、グローバルベースかつ低税率で課税することで課税ベースを確保するとしている。

まとめ

トランプ政権は長年懸案とされていた全世界所得課税から領土内所得課税への移行に、ついに踏み出そうとしている。しかし、議会では様々な駆け引きが行われることが予想され、改革案通りの成案に至るかは不透明な状況にある。

また、上述したように各国は国際課税に関して様々な制度設計をしており、必ずしも正解が存在するわけではない。米国が二重非課税の状況を作り出さないと同時に、米国企業の競争力を維持し、さらに強化していくために、どのような制度設計をするのか注目していきたい。

⁴ 前掲注 1 参照。

⁵ CFC 税制は領土内所得課税制度を取る国に固有の制度ではなく、米国のように全世界所得課税を取る国でも導入されている。

⁶ 前掲注 1 参照。